

論 説

受託者の忠実義務と第三者からの利益取得行為 (二)

—— イングランド法を中心に ——

木^き村^{むら}仁^{ひとし}

目 次

- 一 はじめに
- 二 信認関係における利益取得禁止の原則
 - 1 適用事例
 - 2 適用基準
 - 3 救済の性質(以上、本号)
- 三 受託者の第三者からの利益取得行為と物権的救済
 - 1 判 例
 - 2 学 説
- 四 結びにかえて